

議第103号

滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 6 月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例
(滋賀県職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の再任用に関する条例（平成13年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。
(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

第2条 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。